

守人第 221 号の 2  
令和 4 年 11 月 21 日

守口市職員労働組合  
中央執行委員長 志謙 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



## 2022 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 給料の改定は、人事院勧告に基づき令和 4 年 4 月 1 日から実施する。  
勤勉手当の改定は、人事院勧告に基づき令和 4 年 12 月から実施する。  
本年度の年末一時金は、期末手当 1.2 か月、勤勉手当 1.05 か月の計 2.25 か月とする。  
なお、令和 5 年度以降の一時金については、人事院勧告に基づき 6 月期、12 月期とともに、  
期末手当 1.2 か月、勤勉手当 1 か月の計 2.2 か月とする。
  - 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
  - 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
  - 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.675 か月、勤勉手当 0.5 か月の計 1.175 か月  
とする。また、会計年度任用職員の年末一時金は、正規職員の規定に準じ、期末手当 1.2  
か月とする。なお、再任用職員の令和 5 年度以降の一時金については、人事院勧告に基  
づき 6 月期、12 月期とともに、期末手当 0.675 か月、勤勉手当 0.475 か月の計 1.15 か月  
とする。
  - 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
  - 6 年末一時金の支給日は、12 月 9 日とする。
- 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 特殊勤務手当を一部廃止する。
    - ①ごみ焼却場に勤務する清掃作業従事職員の特殊勤務手当の廃止
    - ②死獣収集作業従事職員の特殊勤務手当の廃止
  - (2) 宿日直手当を廃止する。
  - (3) 特定期間加算を廃止する。
- ※廃止時期は、12 月議会議決後、当該条例の公布の日からとする。
- ※給与改定分については、12 月議会議決後、速やかに支給する。